I A F M D 1 : 2018

「複数サイトの組織が運用するマネジメントシステムの審査及び認証のためのIAF基準文書」

内容の説明及びISCの対応

一般財団法人三重県環境保全事業団 国際規格審査登録センター (ISC) IAF MD1:2018 (適用日:2018年1月29日)

複数サイトの組織が運用するマネジメントシステムの審査及び認証のためのIAF基準文書

- IAF(国際認定フォーラム)から発行された新しい基準文書です。
- ・今年度の審査より、順次適用をお願いしています。
- この文書の目的は次のとおりです。

<IAF MD1:2018引用>

序文

この文書は、<u>複数のサイト</u>をもつ単一のマネジメントシステムの組織におけるマネジメントシステムの審査及び、適切であれば、認証のためのものである。

認証スキームによっては、許容されるサンプリング、特にサイトのサンプリングに 関する特定の要求事項があり得る。

この文書の狙いは、**認証文書に記載された全てのサイト**における、関連する規格に対するマネジメントシステムの実施に審査が適切な信頼を与えること、及び審査が経済性及び運営面で現実的であり、実施可能であることを確実にすることである。

### 主な変更点

- ① サイトの考え方に対する厳密化と拡大
  - 一時的サイト
  - 仮想サイト
- ② 複数サイトの組織に対する、審査毎の対象サイトの選定方法及びその数
  - サンプリングに適している (各サイトが非常に類似したプロセス/活動を行っている)
  - サンプリングに適していない (各サイトがマネジメントシステムの範囲に関連して、著しく異なるプロセス/活動を行っている)
- ③ 1サイトの審査に要する審査工数の削減率の設定・1サイトとして審査する場合の50%まで

## サイト、複数サイトとは?

- ① 常設サイト 依頼組織が、継続的に、業務の実施又はサービスの提供を行うサイト。 (物理的又は仮想的)
- ② 一時的サイト 限られた期間内、特定の業務の実施又はサービスの提供を行うサイト(物理的又は仮想的)で、常設サイトとなることが意図されていないもの。
- ③ 仮想サイト 利用者が別の物理的な所在地からプロセスを実行することができるオンラ イン環境を用いて、依頼組織が業務の実施又はサービスの提供を行う仮想 の場所。
- ④ 複数サイト組織 単一のマネジメントシステムに含まれる組織であって、あるプロセス/活動の計画、管理を行う特定された中央機能(当該組織の本部である必要はない)並びにそのようなプロセス/活動を全面的に又は部分的に行う幾つかのサイト(常設、一時的又は仮想的)からなる組織。

## 審査における対象サイトの数

① サンプリング可能な組織

各サイトが非常に類似したプロセス/活動を行っている組織 サンプリング数の算出(整数切上げ)

初回登録 : √サイト数

サーベイランス:0.6√サイト数

・更新審査: 0.8√サイト数

- ② サンプリング不可能な組織 各サイトが類似したプロセス/活動を行っていない組織 個別審査方式
  - ・初回/更新審査:すべてのサイトを審査
  - ・サーベイランス:サイト数の30%以上

③ サンプリングできるサイトとサンプリングできないサイトの組合せ (①+②)

いずれの審査においても、マネジメントシステムを運用している主事業所(中央機能)は必ず対象となる。

#### 審査工数の算定

- ① 審査工数の算定は、当該年度の対象サイトごとに、必要な工数を積み上げることが基本となる。(全体人数からの審査工数の設定ではない)
- ② 各サイトに必要な工数について、削減率の下限が定められた。

サイトの審査工数 (当該サイトが単体で 受審する場合の工数) サイトの活動・プロセスに応じた削減率(最大50%まで)

<IAF MD1:2018引用>

- 7.3 審査工数の計算
  - 7.3.1 適格性の基準を満足する組織は、サンプリングできるサイト、できないサイト、又は両方のサイトの組合せによって構成されていてもよい。審査工数は、組織の構成に関わらず、効果的な審査が行われるために十分でなくてはならない。

特定のスキームによって除外されていない限り、サンプリングされた1 サイト当たりの審査工数の削減は50%を超えてはならない。

## 複数サイト組織になり得る事例

- ① 複数の拠点を持つ。(工場、事業所等)
- ② 無人であるが、正式な営業所として契約も行う登記された事業所が、本社以外の場所に複数ある。
- ③ 本社以外に事業所は無いが、大規模な建設現場が稼働しており、 常駐者も多く、長期間の工事が行われている。

#### ISCの対応

- ① 複数サイトを有する組織
  - 1. 適用範囲とマネジメントシステムの構成、構造の再確認
  - 2. サンプリング手法を適用できるか、サンプリングが適切でないケースに 該当するかの判断
  - 3. 年度ごとの審査対象サイトの設定
  - 4. 審査工数の決定
  - 5. 審査プログラム (ISCが設定する3年間の審査プログラム) の変更
- ② 単一サイトの組織(複数のサイトを持たない) 審査工数の設定に変更はありません。

- MD1:2018適用に伴う変化点(起こり得る変更)
  - ① 年度ごとの審査対象サイトの設定 決められたルールにより、審査毎の対象サイトを設定します。 サンプリングできるサイト及びサンプリングできないサイトの組み合わせに より、審査毎に対象とするサイトを設定することから、審査毎の対象サイト が増加することが考えられる。(ISCが設定する3年間の審査プログラムの変 更)
  - ② 標準審査工数からの増加 (標準審査工数:全体人数を一つのサイトに存在すると仮定して算出した審査 工数)
    - 1. 審査毎の対象サイトから審査工数を積み上げるため、審査工数の増加が考えられる。
    - 2. ーサイトあたりの審査工数算出時の削減率が最大50%に制限されたことによる審査工数の増加が考えられる。

# ありがとうございました。

一般財団法人三重県環境保全事業団 国際規格審査登録センター(ISC)